

新プラン（H29～H32）の柱立て (第2回委員会（H28.8.25）で提示)	これまでの主な成果	委員会における主なご意見 (委員名の後の数字は委員会の開催回)	新プランの検討方向
<p>第1 県民参加による県づくりの推進 ～多様な主体との連携・協働による地域の力の結集～</p>			
<p>1 県と市町村との連携・協働【重点】</p>			
<p>(1) 地方創生に向けた県と市町村との連携・協働</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「やまがた創生総合戦略」の策定（H27.10） 全市町村で地方版総合戦略を策定（～H28.3） ・総合支庁に、市町村支援に重点化した「連携支援室」を設置（H28.4） ・*全国知事会「先進政策バンク」の優秀政策（行財政改革分野）として、「総合支庁における地域課題解決に向けたサポート機能の強化」が受賞 	<ul style="list-style-type: none"> ・「地方創生」は一番大きな課題。市町村との連携については、積極的な対応をお願いしたい。（岡田委員②） ・「県と市町村との連携・協働」は大変重要な課題。県内4地域を結び付けて、「オール山形」として頑張りたい。（玉谷委員②） ・総合支庁の地域における支援については、最上（最上地域政策研究所）や置賜（米沢市立病院の精神科廃止に係る調整機能の発揮）でとても良い結果が出ている。（高橋委員長①（佐藤委員①、井上委員①）） 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 人口減少社会が進展する中、地方創生に向けて、適切な役割分担の下、県と市町村との連携・協働を推進 ◎ 市町村が、広域連携や権限移譲など様々な選択肢から最適な手法で自主的に取り組んでいけるよう支援を展開 <p>◇「やまがた創生総合戦略」に位置付けられた県と市町村の連携事業を中心に、県と市町村との連携を推進 【新】</p> <p>◇地域課題解決に向けた総合支庁と市町村との連携・支援の一層の推進</p> <p>◇「市町村長会議」等の有効活用</p>
<p>(2) 市町村の自主的な行政運営への支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法改正（H26.5）による新たな広域連携制度に基づく先進事例等の情報収集と市町村への情報提供 ・本県の広域連携の状況（一部事務組合19、広域連合2、定住自立圏4等（H28）） ・自治体クラウド*1の導入に関する研修会・情報交換会の開催（H24～） ・「山形県事務・権限移譲推進プログラム」に基づく権限移譲を推進（H28.4 現在：35市町村へ21法令183事務を移譲） ・市町村総合交付金による支援（H27 交付額：597百万円） ・山形市の中核市移行に向けた支援（山形市中核市移行市・県連絡会議（H28.1、H28.9）） 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村への支援は、まさに広域自治体の役割そのもの。一部事務組合などの支援（いわゆる水平連携）や、合併を選択しなかった市町村に対する県の支援（いわゆる垂直連携）など、地方制度調査会の議論も踏まえ、県の「市町村支援」の取組状況や今後の方向性について、お教え願いたい。（三木委員②） ・山形市の中核市移行に向けては、市との連携をより一層密にして欲しい。特に、山形市と周辺市町の行政サービスに格差が生じないように留意すべき。（岡田委員②） 	<p>◇広域連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務処理の共同化、定住自立圏、連携中枢都市圏等 <p>◇事務・権限移譲の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「山形県事務・権限移譲推進プログラム」に基づく移譲を推進 <p>◇市町村の創意工夫による施策展開への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村総合交付金制度の活用 <p>◇山形市の中核市移行に向けた支援 【新】</p>

新たな「山形県行財政改革推進プラン」の検討方向

新プラン（H29～H32）の柱立て (第2回委員会（H28.8.25）で提示)	これまでの主な成果	委員会における主なご意見 (委員名の後の数字は委員会の開催回)	新プランの検討方向
2 県民・NPO・企業・大学等との連携・協働			
(1) 県民・NPO※ ² 等との 連携・協働	<ul style="list-style-type: none"> ・やまがた社会貢献基金助成事業によりNPOの活動を支援（H20～H27 累計：392事業、助成額358百万円） ・県とNPO等との協働事業の実施（H27：153事業） ・県民の社会貢献活動への参加促進（県民のボランティア活動参加率：24%（H26）） ・認定NPO法人制度の周知（認定NPO法人数：8法人（H28.9現在）） 	<ul style="list-style-type: none"> ・意思ある民間団体やNPO団体の養成・発掘、さらに委託事業に参画しやすい環境を整備していく必要があると思う。（佐藤委員②） ・NPO等との連携が強く出されているが、行政から自立して社会貢献事業をしているNPOをモデルにしながら連携を推進していくということが極めて大事だと思う。（井上委員①） 	<p>◎ 県民・NPO・企業・大学等の多様な主体との連携・協働を推進し、地域の力を結集</p> <p>◇県民・NPO等との連携・協働の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県政や地域の課題の解決に向けて、県民・NPO等との連携・協働を推進 <p>◇NPO等の活動基盤の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「やまがた社会貢献基金」の活用等により、NPO等の活動基盤を充実・強化
(2) 企業・大学等との 連携・協働	<ul style="list-style-type: none"> ・企業等（コンビニエンスストア、金融機関、保険会社等）との協定締結による相互連携の推進（包括的連携協定の締結数：9（H28.9現在）） ・企業と連携した「やまがた子育て応援パスポート事業」の実施（協賛店舗数：3,278店舗（H28.9現在）） ・山形大学との包括協定締結、慶應義塾大学先端生命科学研究所等との連携による研究開発等の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・（次の4年間は）県内外に向かって情報発信を強化し、色々なステークホルダーが総力を結集して頑張っていくということだろう。（高橋委員長①） ・総括すると、次の4年間は、人的資源や財政資源に限られているが、これまでの「行財政改革の成果」を後退させることなく、多様な主体が力を結集して、連携・協働し、民間の力を大いに活用しながら、オール山形としてまとまっていくことが重要になる。（高橋委員長②） 	<p>◇企業等との連携・協働の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協定の締結等により、企業等との連携・協働を推進 <p>◇大学等との連携・協働の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発や人材育成等について、大学等との連携・協働を推進
(3) 地域の多様な主体による 河川等の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・「ふるさとの川愛護活動支援事業」の実施（認定団体数：510団体（H27）） ・「マイロードサポート事業」の実施（登録団体数：494団体（H27）） ・『「美しいやまがたの海」クリーンアップ運動』など海岸等清掃ボランティア活動の実施（H27実績：総参加者3,289人） 		<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民・企業等が行う、河川・道路・海岸に係る環境保全・清掃美化活動等を推進

新たな「山形県行財政改革推進プラン」の検討方向

新プラン（H29～H32）の柱立て (第2回委員会（H28.8.25）で提示)	これまでの主な成果	委員会における主なご意見 (委員名の後の数字は委員会の開催回)	新プランの検討方向
3 民間活力の活用			
(1) 民間移譲 <助言通知>	<ul style="list-style-type: none"> ・「指定管理者制度導入手続き等に係るガイドライン」に基づき、制度導入を推進 (H28.4 現在：168 施設中、134 施設に導入 (79.8%)) ・地方独立行政法人制度の本県における導入状況 山形県・酒田市病院機構 (H20.4 設置) 山形県公立大学法人 (H21.4 設置) 公立大学法人山形県立保健医療大学 (H21.4 設置) 	<ul style="list-style-type: none"> ・厳しい財源の中で県の行政を運営していくには、民の力を引き出し、活用することが大事。NPOとの連携や指定管理者制度の活用など、より民の力を引き出すような取組みを進めて欲しい。 (佐藤委員①) ・民間委託や指定管理者制度は、今後も積極的に推進していくべき。 (佐藤委員②) 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 民間の能力やノウハウを活かし、より質の高い行政サービスを提供 ◎ 政府の助言通知を踏まえ、民間委託や指定管理者制度の導入状況等を県ホームページで公表
(2) 民間委託 <助言通知>	<ul style="list-style-type: none"> ・PFIによる県営住宅建替事業の実施 (3件) 		<ul style="list-style-type: none"> ・「民間委託等推進方針」に基づき、協働の視点に立ったアウトソーシングを推進
(3) 指定管理者制度 <助言通知>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>* 政府の助言通知「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」(H27.8 総務大臣通知)に基づき、左の(1)～(5)に係る取組みを推進するとともに、民間委託の実施状況や指定管理者制度の導入状況等は、総務省及び県ホームページで公表、「見える化」</p> </div>		<ul style="list-style-type: none"> ・直営の公の施設について、指定管理者制度の活用可能性を幅広く検討 ・制度導入施設について、管理運営状況の分析・検証を徹底
(4) 地方独立行政法人制度 <助言通知>			<ul style="list-style-type: none"> ・地方独立行政法人について、目標による管理と評価を適切に実施
(5) 公民連携 (PPP※ ³)・民間資金等の活用による公共施設等の整備等 (PFI※ ⁴) <助言通知>			<ul style="list-style-type: none"> ・PPP/PFI手法について、公共施設整備等の際に、「優先的検討規程」(H28 策定予定)に基づき導入を検討

新たな「山形県行財政改革推進プラン」の検討方向

新プラン（H29～H32）の柱立て (第2回委員会（H28.8.25）で提示)	これまでの主な成果	委員会における主なご意見 (委員名の後の数字は委員会の開催回)	新プランの検討方向
第2 県民視点に立った県政運営の推進 ～情報発信力の強化と透明性の向上～			
1 県内外への積極的な情報発信【重点】			
<p>(1) 県内外への情報発信力の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的な広報の実施（県広報誌と県政広報テレビ特別番組とのタイアップによる施策広報の実施） ・インターネット広報の質の向上（県内の地域資源や魅力を紹介する動画映像を製作し、インターネットで配信：91本（H25～27累計）） ・民間との連携による県政情報の発信手段の多様化（コンビニエンスストア等における県政情報に関するポスターの掲出：130種、パンフレット等配置：139種（H25～H27累計）） ・県外広報活動の強化（ソーシャルネットワークワーキングサービス（SNS）※5を活用し、県内外で開催されるイベント等の情報を積極的に投稿） ・職員の広報意識の向上（「広報アドバイザー」等の専門家や実践家による研修会の開催） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>総務部長の議会答弁の抜粋 (H28.3.1一般 2月定例会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各部局の施策とも密接に関係のある観光分野について、「観光立県山形」の実現を目指し、国内外からの観光誘客拡大について一元的・効果的に本県の魅力を発信していくことができるよう、戦略的な広報事業を実施するとともに、部局間の連携体制を強化 ・県産品のブランド力強化のためのコンセプトを民間の知恵も活用しながら策定（H28予定）し、県全体で統一的に山形のブランドイメージを発信するという観点から、各部局が連携し、国内外へ戦略的に本県の魅力を発信 </div>	<p><主として「県民向け」></p> <ul style="list-style-type: none"> ・行財政改革の取組みに県民の理解と納得を得るためには、効果的な情報発信が必要。SNSを通じて若い人たちにも県の取組みを発信して欲しい。 (佐藤委員①) ・県民向けの行政サービスに関する情報発信が弱いと思う。これだけ行革が進んでいるということを発信することで、県民の考え方も変わってくる。県民の発信力を侮ってはいけない。情報の感じ方次第で県民一人ひとりの発信力は如何様にも変わっていくと思う。 (尾形委員②) ・情報を発信しても相手に伝わらなければ「0」と同じ。如何に知ってもらうかが重要であり、透明性の確保にもつながる。 (玉谷委員②) <p><主として「国内外・県内外向け」></p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020年東京五輪を控え、海外から山形に観光客を迎え入れるには、山形ならではの魅力を打ち出し、付加価値を高める情報発信が重要。 (玉谷委員①) ・山形県民は奥ゆかしさはあるが、PRは苦手。伸び代が大きいインバウンド需要を見据え、行政が旗を振って海外向けPRに積極的に対応することが必要。 (三浦委員①) ・「県内外への積極的な情報発信」について、重点テーマに掲げられたのは良いこと。県としてどういう分野の情報を重点的に発信しているか考えているのか。 (三浦委員②) ・（次の4年間は）県内外に向かって情報発信を強化して（中略）頑張っていくということだろう。 (高橋委員長①) 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 県政への理解を深めるため、【県民向け】に県政情報を積極的に発信 ◎ 山形県の魅力をより広く知ってもらうため、【国内外・県内外向け】に効果的に情報発信 <p>◇戦略的な情報発信の展開 【新】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全庁的な視点で効果的・戦略的な情報発信を展開 <p>◇「県民向け」県政情報の積極的な発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県政への理解を深めるため、県民向けに、分かりやすい情報発信や報道機関への情報提供等を積極的に推進 <p>◇「国内外・県内外向け」効果的な情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山形県の魅力をより広く知ってもらうため、国内外・県内外向けに、戦略的・効果的な情報発信を推進 【新】

新たな「山形県行財政改革推進プラン」の検討方向

新プラン（H29～H32）の柱立て (第2回委員会（H28.8.25）で提示)	これまでの主な成果	委員会における主なご意見 (委員名の後の数字は委員会の開催回)	新プランの検討方向
2 県民との対話を重視した県政運営			
<p>(1) 県民との対話重視と 県民の声の的確な把握</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「知事と語ろう市町村ミーティング」の開催（H21～H27 累計：62 市町村、10,570 人参加） ・「知事のほのぼの訪問」の開催（H22～H27 累計：78 団体、1,171 人参加） ・「知恵袋委員会」の開催（H27 実績：委員数 35 人、地域委員会を 5 地域×2 回開催） ・県民相談窓口や「県政直行便」、県ホームページ等より、県民からの意見を幅広く受け付け、ホームページで公表（H25～27 累計：1,835 件） ・「県政アンケート調査」の実施（毎年度） ・パブリック・コメント^{*6}の実施（H25～27 累計：実施件数 110 件、意見 1,079 件） ・パブリック・インボルブメント^{*7}の実施（農業農村整備事業に係るワークショップの開催：18 地区、生き物調査：40 地区（H25～H27 累計）） ・審議会等委員について、女性や若者の登用を推進（女性委員の登用率：51.4%、若者委員を 1 名以上登用している審議会等の割合：88.0%（H27）） 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民ができることは住民にしてもらうべき。そのためには住民との対話を重視すべきであり、そうした意識・仕組みを具体化して欲しい。（井上委員②） 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>◎ 県民との対話と県民視点を大切にする「県民第一主義」の下、県民の声を幅広くかつ的確に把握し、県政運営や各部局等の施策展開に反映</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ◇県民との対話の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・「知事と語ろう市町村ミーティング」等の開催 ・職員による出前講座や施設見学会の充実 ◇県民の声の把握と組織全体での共有 <ul style="list-style-type: none"> ・県政アンケートや県民総合窓口等により県民の声を把握 ・県民の声を県ホームページで公表し、職員間で共有 ◇意見公募（パブリック・コメント）の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・「パブリック・コメント手続に関する指針」に基づき、適切に実施 ◇住民参画（パブリック・インボルブメント）の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・公共事業の計画策定にあたって、地域住民の意見を適切に反映 ◇審議会等委員の幅広い選任 <ul style="list-style-type: none"> ・「審議会等の設置・運営に関する指針」や「山形県男女共同参画計画」等に基づき、女性、若者、公募委員の積極的な起用を推進

新たな「山形県行財政改革推進プラン」の検討方向

新プラン（H29～H32）の柱立て (第2回委員会（H28.8.25）で提示)	これまでの主な成果	委員会における主なご意見 (委員名の後の数字は委員会の開催回)	新プランの検討方向
3 県政運営の透明性の確保			
<p>(1) 情報公開、情報開放 ＜助言通知＞</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政情報センター等の情報公開窓口における行政情報の提供 (H27 実績：情報公開窓口利用者数1,933人) ・ 公共事業評価の実施 (H27 実績：事前評価2件、事業中評価38件、事後評価10件) ※事後評価については、試行・検証を経て、本格実施に移行 (H27～) 		<p>◎ 県民の県政への信頼と理解を深めるため、行政資料・情報の迅速かつ適切な公開・公表を推進し、県政運営の透明性を確保</p> <p>◇情報公開の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「山形県情報公開条例」に基づく公文書の開示や行政情報センター等における行政資料の提供等を推進 ・ 政府の助言通知を踏まえ、本県の地方行政サービス改革等の取組状況を県ホームページで公表 (再掲) 【新】 <p>◇公共データの民間開放の推進 【新】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「山形県が保有するデータの二次利用推進に関するガイドライン」に基づき、県が保有する公共データの民間開放 (オープンデータ^{※9}) を推進 <p>◇公共事業評価の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「山形県公共事業評価実施要綱」に基づき、公共事業評価を推進
<p>(2) 統一的な公会計^{※9}の整備・公表 ＜助言通知＞</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複式簿記・発生主義会計を活用した財務諸表の作成・公表 (H20 決算～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公会計改革という流れの中で、県では情報の利用者がどういう意思決定をするための材料として、公会計の情報を整理しようと考えているのか。 (三木委員①) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」(H27.1 総務大臣通知) を踏まえ、統一的な基準による財務書類を作成・公表 (H29 (H28 決算)～) 【新】

新たな「山形県行財政改革推進プラン」の検討方向

新プラン（H29～H32）の柱立て (第2回委員会（H28.8.25）で提示)	これまでの主な成果	委員会における主なご意見 (委員名の後の数字は委員会の開催回)	新プランの検討方向
4 県民の期待に応える信頼性の高い県政運営			
<p>(1) 法令遵守等の徹底</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の法令遵守意識や倫理の保持を徹底 (所属長等を対象に「不祥事再発防止に向けた研修」を実施 (H27)) ・ 確実に適正な事務執行を図るため、関係法令及び通知等の遵守を徹底 (通知発出：H27.3、H27.7、H28.2) ・ 個人情報保護制度の適正な運用を徹底 (担当職員研修会の開催等) ・ 「山形県の事務及び事業における暴力団排除に関する要綱」に基づき、対象事務等の事務要綱等へ暴力団排除の規定を整備 (H28.3の実績：累計112件) 		<ul style="list-style-type: none"> ◎ 県民から信頼される県庁を目指すため、確実に適正な事務執行を確保するとともに、個人情報保護の適正な運用を行うなど法令遵守等を徹底 ◎ 事務手続きの簡素化を一層進め、県民の利便性の向上を推進 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 県民の信頼確保に向けた公務員倫理の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「山形県職員服務規程」や「山形県職員倫理規程」を踏まえ、職員の法令遵守や倫理保持を徹底 ◇ 確実に適正な事務執行の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「事務の適正な執行に向けた緊急プログラム」の徹底 ・ 地方自治法の改正の動向も踏まえつつ、事務処理の適正さを確保する上でのリスクを評価し、自らコントロールする「内部統制」のあり方を検討 【新】 ◇ 情報資産^{※10}の適正な管理 【新】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「山形県情報セキュリティポリシー」に基づく適正な管理を推進 ◇ 個人情報保護制度の適正な運用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「山形県個人情報保護条例」に基づく適正な運用を推進 ◇ 暴力団排除の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「山形県の事務及び事業における暴力団排除に関する要綱」に基づき、暴力団排除を徹底

新たな「山形県行財政改革推進プラン」の検討方向

新プラン（H29～H32）の柱立て (第2回委員会（H28.8.25）で提示)	これまでの主な成果	委員会における主なご意見 (委員名の後の数字は委員会の開催回)	新プランの検討方向
(2) 県政推進に向けた PDCAサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「部局運営プログラム」の策定（4～6月） ・「部局運営プログラム」に基づき、短期アクションプランの取組状況と推進方向を整理、山形県総合政策審議会において評価・検証（7月） ・「県政運営の基本的考え方」の決定・公表（10月） ・「部局運営プログラム」の評価・検証（3～4月） 		<ul style="list-style-type: none"> ・総合発展計画を推進するため、各部局長等による主体的な部局運営を中心としながら、全庁横断的な取組みを効果的・効率的に推進するためのPDCAサイクルを実施 ・施策レベル、事務事業レベルの検証・評価を行い、県ホームページで公表 <p>PDCAサイクル（Plan（計画策定）→ Do（実施）→ Check（検証）→ Action（見直し））の評価・検証結果を適切に予算編成に反映</p>
(3) 業務効率化の推進・ 県民利便性の向上 ＜助言通知＞	<ul style="list-style-type: none"> ・総務事務システムを導入し、庶務業務を電子化・集約化（H22年度～） ・「“生き生き職場づくり”運動」の一環として、「事務作業見直し点検シート」を活用した見直しを推進 ・県への申請書類の簡素化（様式・添付書類・押印廃止等）を推進 ・庁内各課及び市町村に対し、電子申請システム活用に係る働きかけを実施 ・「山形県情報システム全体最適化計画」（第1次～第3次）に基づき、情報システム間で、機器やソフトウェア等の共用、システム統合等を推進 ・公共事業支援統合情報システムについて、電子入札や電子閲覧等のシステムの再開発・機器更新等を実施 		<ul style="list-style-type: none"> ◇BPR※11・ICT※12を活用した業務の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・BPR手法を活用した業務フローの見直しやICTの活用等を通じた業務の見直しを推進 ◇事務手続きの簡素化・県民利便性の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・申請書類の簡素化や電子申請システムの更なる活用等により、事務手続きの簡素化・県民利便性の向上を推進 ◇情報システムの全体最適化 <ul style="list-style-type: none"> ・「山形県情報システム全体最適化計画（第4次）」に基づき、システム開発・運用コストの適正化や業務の効率化を推進 ◇公共事業支援統合情報システムの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・公共事業支援統合情報システムにより、公共事業に関する一連の業務（積算、入札・閲覧、発注、支出）の効率化を推進

新たな「山形県行財政改革推進プラン」の検討方向

新プラン（H29～H32）の柱立て (第2回委員会（H28.8.25）で提示)	これまでの主な成果	委員会における主なご意見 (委員名の後の数字は委員会の開催回)	新プランの検討方向
(4) 公共調達制度の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事等に係る入札契約制度について、公正な競争のもと、品質と価格の適正を考慮したと制度となるよう必要な対策を実施（低入札価格調査基準の引き上げ（H27）等） ・一定額以内の物品等の地元企業からの調達（地元調達運動）を推進（地元調達率（H27）：物品（10万円以下）95.9%、印刷物（250万円以下）99.7%、業務委託（100万円以下）99.4%） 		<ul style="list-style-type: none"> ◇建設工事等に係る入札契約制度の改善 <ul style="list-style-type: none"> ・山形県公共調達評議委員会の調査審議を踏まえ、品質確保や過度な低入札への対策等、適時適切な改善を実施 ◇物品購入等に係る「地元調達運動」の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・「物品調達等に係る地元企業への受注機会の拡大等に関する方針」に基づき、物品購入等に係る「地元調達運動」を推進
(5) 地方分権改革の動きを踏まえた施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・政府に対して「ハローワークの地方への移管」を提案（H27.6）（第6次地方分権一括法の施行（H28.8）により、地方版ハローワークの設置が可能に） ・義務付け・枠付けの見直しに伴う、本県の実情を踏まえた適切な条例の制定を推進（本県独自基準の設定例：保育所乳児室の面積、指定介護老人施設の居室定員、県道の構造基準等） 		<ul style="list-style-type: none"> ◇国から地方への権限移譲の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・「提案募集方式^{※13}」や「手挙げ方式^{※14}」を活用し、国からの権限移譲を推進 ◇条例制定権の拡大に伴う適切な対応 <ul style="list-style-type: none"> ・本県の実情に合致した条例の制定など、法令等による新たな動きを踏まえた適切な取組みを推進

新たな「山形県行財政改革推進プラン」の検討方向

新プラン（H29～H32）の柱立て (第2回委員会（H28.8.25）で提示)	これまでの主な成果	委員会における主なご意見 (委員名の後の数字は委員会の開催回)	新プランの検討方向
5 県民の安全・安心を守る危機管理機能の充実			
<p>(1) 事前防災・減災^{※15}等のための多様な主体との連携・協働の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の設立及び訓練実施に関する支援の実施（自主防災組織率：86.3%（H28.4現在）） ・山形県災害ボランティア支援ネットワーク連絡会の開催（毎年度）、「山形県災害ボランティア支援本部設営マニュアル」及び「山形県災害ボランティア活動支援指針」の見直し（H28.3） ・企業等との協定を踏まえた災害対応準備（具体的な手順の設定等）を推進（準備率：97%（H27）） ・「大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援協定」の改正（H26.10）及び広域受援計画の策定に向けた検討（H27～：H28策定予定） 		<p>◎ 大規模災害等から県民の生命と財産を守るため、「事前防災及び減災等のための山形県強靱化計画」等に基づく、多様な主体と連携した減災等の取組みや県における危機対応力の強化を推進</p> <p>◇市町村との連携・協働の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災力の強化に向けて、自主防災組織の育成や総合防災訓練への参加、合同研修の開催等、市町村との連携・協働を推進 <p>◇NPO・企業等との連携・協働の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害時に、市町村におけるボランティアの受入れや物資の調達等が円滑に進められるよう、NPO・企業等との連携・協働を推進 <p>◇広域連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相互応援協定や広域受援計画等を通じて、他県等との広域連携を推進
<p>(2) 危機対応力の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「山形県庁舎業務継続計画（地震災害編）」の策定（H26.9）、「総合支庁業務継続計画」の策定（H28.2～3） ・ICT部門の業務継続計画策定の指針となる、「山形県ICT-BCP策定ガイドライン」の策定（H26.3） ・各所属での危機管理マニュアルの点検と訓練実施を推進（訓練実施率：88%（H27）） ・防災ホームページ「こちら防災やまがた！」や「山形県河川・砂防情報システム」等で、防災情報を速やかに発信 ・防災行政無線など情報一斉伝達システム未導入市町村に対し、早期導入を働きかけ（防災行政無線など情報一斉伝達システム整備済・整備中の市町村数：29（H28.4現在）） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「安全・安心」は食品でも多く叫ばれた。何が安全で何が安心かということを知っている人はあまりいないのではないかと思う。山形県では何をもち「安全・安心」とするのか。また、危機管理の体制について、県民はどのようにしたら知ることができるのか。（玉谷委員②） ・危機管理等も含めて県民に対する情報発信である。県外に対する情報発信と合わせて、情報発信として一つに括れるかと思う。（高橋委員長②） 	<p>◇県の業務継続計画（BCP）^{※16}の策定等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県庁舎及び総合支庁の業務継続計画の定期的な点検・修正、情報システムに係る業務継続計画の策定等を推進 <p>◇職員の危機管理能力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修や訓練、マニュアルの定期点検等を通じて、職員の危機管理能力を向上 <p>◇災害時等における効果的な情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県ホームページで防災情報を適時適切に発信するとともに、防災行政無線や緊急速報メール等、災害時の県民に対する情報伝達手段の多様化を推進

新たな「山形県行財政改革推進プラン」の検討方向

新プラン（H29～H32）の柱立て (第2回委員会（H28.8.25）で提示)	これまでの主な成果	委員会における主なご意見 (委員名の後の数字は委員会の開催回)	新プランの検討方向
第3 自主性・自立性の高い県政運営を支える基盤づくり ～限られた行財政資源で最大効果の発揮～			
1 県民のための県庁づくり			
(1) 責任感を持って、自分で考え行動する意欲あふれる人づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員一人ひとりの意識改革と風通しのよい組織風土を醸成するための“活き活き職場づくり”運動を推進 ・ 新たな「山形県職員育成基本方針」を策定（H27.1）基本方針に基づき、演習や体験中心の研修を実施し、職員を育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 柱立ての副題の「限られた行財政資源で最大効果の発揮」という表現は、私が以前述べた内容が反映されていると感じる。心強い内容だと思っている。（井上委員②） 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 「県民第一主義」の視点で県政運営を推進する役割を担う職員の育成を進めるとともに、職員の能力を最大限に発揮できる環境を整備 ◎ 新たな行政課題や多様化する県民ニーズに的確に対応すると同時に、簡素で効率的な組織機構を実現 <p>◇職員の意識や組織風土の改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員に「県民視点」、「現場主義」、「対話重視」の基本姿勢を定着させるとともに、自主的・主体的な取組みを促す職場づくり運動を推進 <p>◇多様な人材育成方策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員研修の充実を図るとともに、人事評価制度を活用した職場内での人材育成等を実施
(2) 職員の能力を最大限に引き出す人材活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人事評価の対象を全職員に拡大（H27.10）し、H28.4から地方公務員法に基づく人事評価を実施 ・ 「山形県特定事業主行動計画」（H22.3）に基づき、子育て・家庭生活と仕事の両立ができる職場環境づくりのための全庁的な取組みを推進（子育て講演会の開催、育児関係休暇・休業取得促進チラシの作成等） ・ 「次世代育成支援対策推進法」と「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく、新たな「山形県特定事業主行動計画」を策定（H28.3） ・ 女性職員の積極的な登用を推進（管理職に占める女性職員割合：10.1%（H28.4現在）） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「改革＝削減」と捉えがちだが、職員が健全に働ける環境づくりが非常に重要。労働環境の整備も積極的に進めて欲しい。（佐藤委員①） ・ 職員の削減により、時間外勤務が増えたり、職員の健康問題等に影響を来さないよう注意すべき。（岡田委員①） ・ 女性の活躍が増えるのは大変望ましい。一方、「女性の活躍推進」という言葉だけが先走っているのではないかと心配している。（尾形委員①） ・ 職員数について、よくここまで削減したなというのが正直な感想。人員削減で一人ひとりの負担が増えることにより、職員の健康状態の悪化や県民へのサービスの質が落ちるのではないかと懸念している。（尾形委員①） 	<p>◇職員の士気を高める人材活用と働きやすい職場づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人事評価制度の実施による、職員の能力・実績を活かした人材活用 ・ 子育て・家庭生活と仕事の両立ができる職場環境づくりのための全庁的な取組みを推進 <p>◇女性職員等の活躍の場の更なる拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ キャリアビジョンを持つための意識啓発や、職位に応じた能力開発を図っていくことと合わせて、積極的な登用を推進

新たな「山形県行財政改革推進プラン」の検討方向

新プラン（H29～H32）の柱立て <small>（第2回委員会（H28.8.25）で提示）</small>	これまでの主な成果	委員会における主なご意見 <small>（委員名の後の数字は委員会の開催回）</small>	新プランの検討方向
(3) 簡素で効率的な組織機構の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな行政課題に的確に対応できるよう必要な組織体制を整備（H28 は、「観光立県推進課」、「インバウンド・国際交流推進課」の新設等を実施） ・総合支庁に、市町村支援に重点化した「連携支援室」を設置（H28.4） ・出先機関について、H24 年度までに策定した「見直し方針」に基づき、総務事務の効率化や一部業務の民間移行等を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所機能については、山形市がどこまで業務を負担するかによって村山保健所の業務が変わってくると思う。山形市だけとするのか、2市2町を含めるのか。（岡田委員②） 	<ul style="list-style-type: none"> ◇新たな行政課題等に的確に対応できる組織体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・直面する多くの県政課題に的確に対応できるよう、必要な組織体制を整備 ◇地域課題に的確に対応するための総合支庁の体制整備 <ul style="list-style-type: none"> ・『「総合支庁の見直し」について』（H28.3）の趣旨を踏まえ、市町村支援への重点化や本庁との適切な役割分担を踏まえた体制を整備 ・山形市の中核市移行を踏まえ、村山総合支庁（主として村山保健所）の体制を見直し ◇必要な県民サービスを確保していくための組織体制や組織運営のあり方の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・出先機関について、社会経済情勢の変化等を踏まえた検証を行いつつ、必要な見直しを実施 ・公の施設について、県が保有する必要性を常に検証しつつ、民間移譲や指定管理者制度の導入を検討 ・現業業務について、県行政が担うべき役割や県民サービスの確保に留意しつつ、業務及びその執行体制のあり方を検討 ◇効率的な事務処理体制を目指した不断の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・県の機関内に事務局を置いている任意団体や審議会等を見直し（廃止・統合等）

新たな「山形県行財政改革推進プラン」の検討方向

新プラン（H29～H32）の柱立て (第2回委員会（H28.8.25）で提示)	これまでの主な成果	委員会における主なご意見 (委員名の後の数字は委員会の開催回)	新プランの検討方向
2 持続可能な財政基盤の確立			
<p>(1) 歳入の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県税の徴収率の向上（現年課税分：99.3% → 99.6%、滞納繰越分を含めた現滞計：97.0% → 98.4%（H23→H27）） ・ 市町村と連携し、個人住民税の特別徴収の徹底や個人県民税に係る滞納整理の取組みを推進（市町村との滞納事案検討会の実績：34市町村、37回、246件（H27）） ・ 未収金対策本部の下、弁護士による法律相談や研修会の開催等、未収金対策を推進（未収金残高：45.3億円 → 36.9億円（H23→H27）） ・ 毎年度の予算編成において、使用料及び手数料の見直しを実施 ・ ふるさと納税の積極的な周知・広報、ネーミングライツ^{※17}等の推進（ふるさと納税額：165百万円（H27）） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ふるさと納税は、歳入の確保だけではなく、地域産業を盛り上げるといった観点でも取り組んで欲しい。 (玉谷委員①) 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 自主性・自立性の高い県政運営を行っていくため、歳入の確保と歳出の見直しの徹底等を通じて、持続可能な財政基盤を確立 ◎ 県有財産を経営的な視点で総合的に管理、活用するとともに、地方公営企業の経営改善や公社等の見直しを推進 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 県税収入の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村との連携の強化や滞納整理の厳正な執行等を推進 ◇ 未収金対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 未収金発生の未然防止と発生直後の早期回収、債権回収会社や弁護士法人の活用等を推進 ◇ 受益者負担の適正化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用料・手数料について、毎年度検証のうえ、適正な見直しを実施 ◇ 多様な財源の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ ふるさと納税や県の広報媒体等への企業広告の掲載、ネーミングライツ等の多様な方を推進

新たな「山形県行財政改革推進プラン」の検討方向

新プラン（H29～H32）の柱立て (第2回委員会（H28.8.25）で提示)	これまでの主な成果	委員会における主なご意見 (委員名の後の数字は委員会の開催回)	新プランの検討方向
(2) 歳出の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部局長のマネジメントの下、事務事業の見直し・改善を推進（H27実績：353件、削減額2,913百万円） ・ 「山形県環境保全率先実行計画」に基づき、省エネルギー・省資源化を推進（電気使用量の削減：▲7.9%（H21→H27）） ・ スクラップ・アンド・ビルドの観点から仕事と組織の見直しを進め、適正な定員管理等を通じて総人件費を抑制（知事部局の職員数：▲2.4% ▲101人（H25→H28） ▲22.8% ▲1,197人（H9→H28） ※知事部局の職員給：▲23.7% ▲80.5億円（H13→H28）） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の削減が進んだが、災害が起きたりした時に、それにあたるだけの人数、ないしは判断力を持った人たちがきちんといるのか、不安を感じざるを得ない。（井上委員①） ・ 行革も大事だが、質の高い県民サービスをどう提供するかに留意しながら、行革に取り組む必要があるのではないかと。（岡田委員①） ・ 「基本的な考え方」は、「量」から「質」への改革という理解で良いかと。（岡田委員②） ・ 職員数の削減については、数ありきではなく、働く環境や行政サービスの質の向上など、将来を見越して取り組んでいただきたいと思う。（高橋委員長①） ・ 行政の質の向上、量から質へという、質のところがやはり強調されるべきということかと思う。（高橋委員長②） 	<ul style="list-style-type: none"> ◇徹底した歳出の見直しと一層の選択と集中 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務事業の見直し・改善、行政経費の節減等を徹底 ◇人件費の適正管理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 適正な定員管理、給与管理により、総人件費の増加を抑制
(3) 健全な財政運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当初予算案決定時に、「山形県財政の中期展望」を公表 ・ 県債発行を抑制（臨時財政対策債と補正予算債を除いた県債残高の減少：▲917億円（H23→H27）） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県債残高が年々減少している理由について、補足説明をお願いする。（三木委員①） ・ 県債残高について、臨時財政対策債まで含めて見ると、県債の総額はむしろ増加傾向にある。今後の財政見直し等を踏まえても、メリハリをきかせ、県内GDPを上げたり、税収増につながるものに重点配分すべきではないかと。（三浦委員①） 	<ul style="list-style-type: none"> ◇財政の中期展望の作成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 当初予算案決定時に、一般会計収支の中期的な見通しを試算し、財源不足額の解消のための検討指針となる「山形県財政の中期展望」を作成し、公表 ◇持続可能な財政運営 <ul style="list-style-type: none"> ・ 持続可能な行財政基盤の確立に向け、県債残高の減少を図るなどの健全な財政運営を推進 ◇将来の税収増・歳出減につながる施策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務事業の見直し・改善等を通じた一層の事業の選択と集中を推進

新たな「山形県行財政改革推進プラン」の検討方向

新プラン（H29～H32）の柱立て (第2回委員会（H28.8.25）で提示)	これまでの主な成果	委員会における主なご意見 (委員名の後の数字は委員会の開催回)	新プランの検討方向
<p>(4) 県有財産の総合的な管理運用 <助言通知></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「山形県県有財産総合管理（ファシリティマネジメント※¹⁸）基本方針」の策定（H26.12） ・上記方針を踏まえ、「山形県県有建物長寿命化指針」を策定（H27.10） ・庁舎の空きスペースの貸付等、県有財産の有効活用を推進（有効活用による歳入：1.5億円（H27）） ・未利用地の売却等、県有財産の総量縮小を推進（県有財産売却による歳入：2.8億円（H27）） 		<ul style="list-style-type: none"> ◇県有財産の長寿命化と維持管理コストの低減 <ul style="list-style-type: none"> ・県有建物やインフラ施設等について、長寿命化や計画的な更新等を推進 ◇県有財産の有効活用 <ul style="list-style-type: none"> ・遊休施設や庁舎の空きスペース、敷地の民間等への貸付や転用等を推進 ◇県有財産の総量縮小 <ul style="list-style-type: none"> ・未利用地の売却等を推進
<p>(5) 地方公営企業における経営改善の推進 <助言通知></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中期経営計画に基づき、経営基盤の強化を推進（企業局、病院事業局） 		<ul style="list-style-type: none"> ◇企業局における経営改善 <ul style="list-style-type: none"> ・総務省の要請に基づき事業毎に策定する「経営戦略」に基づき、経営基盤の強化を推進 ◇病院事業局における経営改善 <ul style="list-style-type: none"> ・総務省の要請に基づき策定する「新・県立病院改革プラン」に基づき、経営の効率化を推進 ◇流域下水道事業への地方公営企業法の適用 <ul style="list-style-type: none"> ・法適用に向けた取組みを推進（適用H32.4～）【新】
<p>(6) 公社等の見直し <助言通知></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「公社等に関する指導指針」に基づき、「公社等見直し計画」を毎年度作成・公表し、各部局における進行管理や不断の見直しを推進 ・政府通知「第三セクター等の経営健全化等について」を踏まえ、「公社等に関する指導指針」を改定（H28.3） 		<ul style="list-style-type: none"> ◇総点検の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・「公社等に関する指導指針」に基づき、総点検を実施（H28～H29）【新】 ◇「公社等見直し計画」による不断の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・指針に基づき、「公社等見直し計画」を毎年度作成・公表し、運営管理の適正化を推進するとともに、社会経済情勢の変化に応じた不断の見直しを実施

新たな「山形県行財政改革推進プラン」の検討方向

<用語集>

※1：自治体クラウド

地方公共団体が情報システムを庁舎内で保有・管理することに代えて、外部のデータセンターで保有・管理し、通信回線を経由して利用できるようにする取組み。複数の地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を進めることにより、経費の削減及び住民サービスの向上等を図るもの。

※2：NPO

Non Profit Organization の略。民間非営利組織。特定非営利活動法人のほか、ボランティア団体や市民活動団体等の任意の社会貢献活動団体を含む。

※3：PPP

Public Private Partnership の略。行政と民間が連携して、それぞれお互いの強みを活かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図るもの。

※4：PFI

Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のこと。

※5：ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）

サービスに登録している会員が互いに情報を交換できるインターネット上のサービス。（SNS：Social Networking Service の略）

※6：パブリック・コメント

県の施策に関する基本的な計画等を立案する過程において、当該立案の内容その他必要な事項を県民等に公表し、これについて提出された県民等の意見を反映させる機会を確保するとともに、意見に対する県の考え方を公表する一連の手続き。

※7：パブリック・インボルブメント

公共事業の計画策定等において、地域住民が意見を表明できるような場を設け、寄せられた意見を計画に反映すること。

※8：オープンデータ

二次利用可能なルールの下で、コンピュータプログラムが自動的にデータを再利用（加工、編集等）できる形で公開されるデータのこと。行政の透明性・信頼性の向上、国民参加・官民協働の推進、経済の活性化・行政の効率化という意義・目的の下で政府が推進している。

※9：統一的な公会計

総務省が示した、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした「統一的な基準」に基づき作成する財務書類のこと。
「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」（H27.1 総務大臣通知）により、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で全ての地方公共団体において作成することが要請されている。

※10：情報資産

パソコンやサーバ等の機器、電磁的記録媒体、ネットワーク、情報システム及びこれらで取り扱う情報（印刷した帳票及び文書を含む。）等であって、県が保有又は契約により使用等するもの。

※11：BPR

Business Process Re-engineering の略。業務の効率性や生産性を改善するため、現在の仕事のやり方を抜本的に見直し、再構築すること。

※12：ICT

Information and Communications Technology の略。インターネット等の情報通信技術のこと。

※13：提案募集方式

個々の地方公共団体から、全国的な制度改革（地方に対する権限移譲・規制緩和）の提案を広く募る方式のこと。

※14：手挙げ方式

権限移譲にあたり、個々の団体の発意に応じ選択的に移譲する方式のこと。

※15：減災

災害時において発生する被害を最小化するための取組み。「防災」が被害を出さない取組みであるのに対して、「減災」とはあらかじめ防げない被害の発生を想定したうえで、その被害を低減させていこうとするもの。

※16：業務継続計画（BCP）

災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画のこと。（BCP：Business Continuity Plan の略。）

※17：ネーミングライツ

施設の名称に、企業名、商品名などを冠した愛称を付与し、施設の名称として使用する代わりに、施設命名権者からその対価を得て施設の管理運営に役立てるもの。

※18：ファシリティマネジメント

県が保有又は使用する全施設資産及びそれらの利用環境を経営戦略的視点から総合的に管理、活用すること。